令和８年度　滋賀地方最低賃金審議会

第１回　滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議事録

開催日時	令和８年９月 29 日（火）　午後２時 19 分～４時 03 分
開催場所	滋賀労働局６階　共用会議室
出席状況	公益代表委員　　３人　（定数３人） 労働者代表委員　３人　（定数３人） 使用者代表委員　２人　（定数３人） 事務局　　４人
出席者	公益代表委員　　片山　聡　木下康代　宗野隆俊 労働者代表委員　鈴木敏和　玉木博文　松井大介 使用者代表委員　池田　健　三浦浩明 事務局　　青木労働基準部長　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議） ・その他
議事録	別紙のとおり

○片山部会長

ただ今から、第１回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催します。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点、ご報告を申し上げます。

１点目は本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページに公開しますことをお知らせいたします。なお、本日は傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員２名の計８名のご出席をいただいております。したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上のご出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。以上です。

○片山部会長

では、議題（１）「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」に入ります。

この専門部会は、今日を含めて３回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これから具体的な金額審議に入るわけですが、今後の金額審議を円滑に進める上で、あらかじめ基本的な考え方やご意見などをお伺いし、忌憚のない意見を表明していただくことは、必要なことと考えられますので、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まずは、労働者側からでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

労働者側委員のＪＡＭ京滋の鈴木と申します。特定最低賃金の意義と必要性について、労働者側の意見を述べさせていただきます。

特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回る水準を産業全体で維持することにより、自動車産業の魅力を高め、働く人の生活と雇用を守るとともに、産業の持続的な発展に寄与する重要な制度です。

現在、少子高齢化による労働力不足が深刻化するなか、企業間の人材獲得競争は年々激しさを増しています。また、地域別最低賃金も大幅な引上げが続いており、自動車産業としての優位性を維持することがますます重要となっています。そのような中で、特定最賃には以下のような意義があるということで、４つ挙げさせていただきます。

まず１つ目、産業の魅力向上と人材の確保・定着です。地域別最低賃金に対する一定の優位性を維持することで、自動車産業で働くことの価値を社会に示すことができます。

特定最賃は、自動車産業が高度な技能や知識を必要とする産業であり、その付加価値に見合った処遇を行うという意思表示でもあります。

人手不足が深刻化する中、若年層をはじめとする人材確保や、経験を積んだ人材の離職防止は、企業にとって最重要課題の一つです。特定最賃による一定の処遇水準の確保は、人材の採用・定着を促進し、結果として産業全体の競争力強化につながります。

２つ目、公正な競争環境の確保と産業基盤の維持です。自動車産業で共通の最低賃金水準を設けることは、賃金コストの引下げのみを目的とした過度な競争を防ぐ役割

を果たします。

企業が競争力を高めるためには、本来、生産性向上や技術開発、品質改善などによって付加価値を創出することが求められます。特定最賃は、低賃金を競争力の源泉とするのではなく、技術力や品質、サービスによる健全な競争を促進する仕組みと言えます。

また、業界全体の賃金水準を維持することで、サプライチェーン全体の人材確保にもつながり、自動車産業の持続的発展に寄与します。

３つ目、未組織労働者・非正規労働者への波及という社会的責任です。特定最賃は、労働組合がある企業だけでなく、組合のない事業所や非正規雇用で働く労働者にも適用される制度です。

そのため、大手企業や組織労働者が築いてきた賃金水準を産業全体へ波及させ、自動車産業で働くすべての労働者の生活を下支えする役割を果たしています。

特に、部品メーカーや関連企業を含めた幅広い職場で働く仲間の労働条件を守ることは、自動車産業全体の社会的責任であり、産業としての信頼向上にもつながります。

４つ目、地域経済への貢献です。自動車産業は滋賀県においても地域経済を支える基幹産業の一つです。

働く人の賃金が向上することで消費活動が活発になり、地域経済全体の活性化にもつながります。特定最賃の維持・向上は、企業、労働者、地域社会の三者にとってプラスの効果をもたらす取り組みであると言えます。

最後に、特定最低賃金は、単に最低賃金の水準を定める制度ではなく、自動車産業の魅力向上、人材確保、公正な競争環境の維持、さらには未組織労働者を含めた産業全体の底上げを実現する重要な社会的インフラです。

私たちは、自動車産業の将来と持続的な発展を見据え、特定最低賃金の意義が十分に発揮されるよう、労使双方が共通認識に立ち、建設的かつ前向きな議論を行うことを強く期待します。

○片山部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者側いかがでしょうか。

○池田委員

使用者側の考えを申し上げさせていただきます。地域別最低賃金とは違う意義があるというのは理解するのですが、さりながら地域別最低賃金について、本年は 56 円の引上げ、5.19%の大幅な引上げとなりまして、本年 10 月から 1,136 円となります。2016 年度から比較して、過去 10 年間で 788 円から実に 348 円、44.2%の大幅な引上げとなっています。

地賃が大幅に引き上げられるなか、特定（産業別）最低賃金との差は急激に縮小しており、特定最低賃金の役割を終えつつあると考えております。

例年申し上げることではありますが、多くの企業は特定の産業だけでなく、複数の産業にまたがって事業を行っていること、また、同じ産業に分類されていても実際の競争環境は異なる場合もあることに鑑み、産業別の括りで最低賃金を定めるのは適切でない場合があるということもございます。

特定最低賃金は、過去は存在意義があったかもしれないですが、すでに特賃が必要な合理的な理由がなくなってきていると考えております。

地賃の引上げ額に引っ張られることなく、滋賀県の特定最低賃金として地域別最低賃金より高く設定すべき根拠、その根拠に基づく適正な水準の金額について真摯に議論して参りたいと考えます。以上です。

○片山部会長

ありがとうございました。

それでは、これから金額審議に入ります。進め方ですが、例年どおり、労使各側と公益で個別に協議を進める方法でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、そのように進めてまいります。

早速、個別協議に入りたいと思いますが、例年、１回目の個別協議は労働者側から行っておりますが、今回もそれでよろしいでしょうか？

〔異議なし〕

では、労働者側は、検討の時間は何分くらい必要ですか。

○鈴木委員

15 分ほどお願いします。

○片山部会長

それでは、２時 45 分から再開することとして、専門部会を一時休会いたします。

事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は５階基準部長室を、使用者側は４階テレビ会議室を用意しております。

労働者側は岩永が、使用者側は遠藤がご案内いたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○片山部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の個別協議での各側からのご意見を若干まとめますと、労働者側は、滋賀県の公正競争申請各社の高卒初任給を時給換算した数字の平均値を根拠とするご提案があり、使用者側からは、いわゆる第４表を根拠としたご提案がありましたが、合意には至りませんでした。

次回も引き続き協議いただき、全会一致による金額決定を目指してご協力をお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、使用者側から始めますので、よろしくお願いします。

最後に、議題（２）「その他」として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

特にないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

次回、第２回専門部会ですが、10 月９日(金)午前９時 30 分から、この場所で開催しますので、よろしくお願いします。

○片山部会長

それでは、本日の第１回専門部会は、これで終了します。

お疲れ様でした。